

○J キッズマリンこのはな保育園入園までの流れ



◎お問い合わせ・資料請求・申請書提出先

防衛省共済組合田浦支部保健係【託児所担当】(2術校厚生課内)

電話：046-822-3500(代表) 内線 6889

(1)事業所内保育所

「J キッズマリンこのはな保育園」は、横須賀市から児童福祉法に基づく認可を受けている事業所内保育所です。横須賀地区で勤務している防衛省職員及び防衛省共済組合職員が対象の「従業員枠」と、横須賀市にお住まいの方が対象の「地域枠」の2種類の利用形態があります。「地域枠」の入園募集は横須賀市が行っています。

【定員 40 人】

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
従業員枠	3人	3人	6人	6人	6人	6人
地域枠	3人	3人	4人	—	—	—
合計	6人	6人	10人	6人	6人	6人

※3～5歳児は従業員枠のみ

①入園枠の変更について

保護者のいずれかが防衛省職員だが、従業員枠の空きがなく地域枠で入園した場合、従業員枠に空きが出た際には入園枠の変更が可能です。

その際には、横須賀市へ「支給認定変更届」を提出する必要があります。

②2歳児クラスから3歳児クラスへの進級について

保護者のいずれかが防衛省職員で、2歳児クラスの地域枠で在園されているお子さまについては、3歳児クラス進級時に従業員枠の空きがない場合、連携園「認定こども園 善隣園」へ転園していただくか、その他の保育施設への転園のため翌年度4月入園のお申し込みをしていただく必要があります。

そのため、対象者には翌年度4月入園の申込み期間前に連携園への転園の意思確認を実施しています。(8月上旬頃)

③横須賀市外へ居住の方の申込みについて

勤務地が横須賀地区の場合、お申込みが可能です。

申込みの際には、必ず田浦支部託児所担当まで事前にご相談ください。

(2) Jキッズマリンこのはな保育園を利用できる方

- ①当園の利用を希望する場合、就労等による保育を必要とする事由が必要です。
保育所利用条件は横須賀市に準じます。
- ②幼児教育や集団保育に慣れさせることが目的の場合や、幼稚園に入園する年齢にまだ達していないことが希望理由の場合は、保育を必要とする事由に該当しないため、保育園の申込みの対象外となります。
- ③保育の必要性については、教育・保育給付認定の申請に基づき、お住まいの市区町村が認定します。
- ④市区町村は客観的な基準(就労や出産、疾病などの保育を必要とする事由等)に基づき、次項のとおり保育の必要性を認定し、「支給認定証」を交付します。
- ⑤横須賀市外に居住地のある方は、お住いの自治体での認定が必要になります。
お手続きに関してはお住いの自治体へご確認ください。

お子さんの年齢	利用可能施設	認定区分
満3歳以上	事業所内保育所、認可保育園、 認定こども園等	2号
満3歳未満		3号

(3) 保育を必要とする事由と保育必要量の認定

保育を必要とする事由は、就労(予定)証明書等により、市区町村が確認し、認定します。保育必要量は、「最長で保育園を利用することができる時間」です。

保育を必要とする事由	保育園を利用できる期間	保育必要量
就労(月48時間以上の労働)	最長で就学前まで	保育標準時間または保育短時間
求職活動(起業準備含む)	2か月～3か月以内 ※市区町村により異なります。	原則:保育短時間
妊娠・出産(産前・産後であること)	3か月～4か月以内 出産日によって変動します。	保育標準時間または保育短時間

※上記の他にも事由はあります。詳しくは横須賀市ホームページをご確認ください。